

# 運 航 基 準 (変更)

不定期航路事業 (平水区域)

令和 7年 3月 19日 (令和 7年 9月 5日変更)

中田建設株式会社

## 目 次

- 第 1 章 目的
- 第 2 章 運航の可否判断
- 第 3 章 船舶の航行

## 第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、不定期航路事業の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

## 第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 発航前に運航を中止すべき条件は、発航地港内及び航行予定の海域上の気象・海象・水象（風速、視程及び波高）に関する情報や予報が、次に掲げる条件のいずれかに達しているとき又は達するおそれがあるときとする。

港・地点名	発航中止条件		
	風速	波高	視程
発航地港内	10m/s 以上	1.5m以上	500m以下
平水区域上	10m/s 以上	1.5m以上	500m以下

2 **船長及び運航管理者（船長）**は、発航予定時刻の1時間前時点及び発航予定時刻直前の30分前時点に、前項の気象・海象に関する情報や予報について、次に掲げるとおり入手すること。

港・地点名	情報の入手元		
	風速	波高	視程
発航地港内	シスメット㈱ 羅針盤PLUS	シスメット㈱ 羅針盤PLUS	目視
平水区域上	シスメット㈱ 羅針盤PLUS	シスメット㈱ 羅針盤PLUS	目視

3 **船長及び運航管理者（船長）**は、第1項の条件に該当することを確認したときは、直ちに、担当船舶の発航中止を決定し、旅客の下船その他の適切な措置をとること。

4 **船長及び運航管理者（船長）**は、第2項により入手した気象・海象に関する情報や予報の他、漁業者が発航を見合せている場合で、発航を中止すべき事実を把握したときは、発航を中止すること。

(基準航行の中止条件等)

第3条 基準航行を中止すべき条件は、基準航行を継続した場合に、船体の動揺等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあるとき、航行予定の海域上の気象・海象・水象に関する情報や予報が、次に掲げる条件のいずれかに達しているとき又は達するおそれがあるときとする。

地点名	基準航行中止条件		
	風速	波高	視程
平水区域上	10m/s 以上	1.5m以上	500m以下

2 **船長及び運航管理者（船長）**は、担当船舶の航行中、常時、前項の気象・海象・水象に関する情報や予報について、次に掲げるとおり入手すること。

地点名	情報の入手元		
	風速	波高	視程
平水区域上	シスメット㈱ 羅針盤PLUS	シスメット㈱ 羅針盤PLUS	目視

- 3 **船長及び運航管理者（船長）**は、第1項の条件に該当することを確認したときは、直ちに、基準航行中止を決定し、反転、避難、避泊、臨時寄港その他の適切な措置をとること。

（入港中止条件等）

- 第4条 航行中に入港を中止すべき条件は、入港予定港内の気象・海象・水象に関する情報が、次に掲げる条件のいずれかに達しているとき又は達するおそれがあるときとする。

港・地点名	入港中止条件		
	風速	波高	視程
能代港海域（平水区域）	10m/s以上	1.5m以上	500m以下

- 2 船長及び運航管理補助者は、航行中の担当船舶の入港予定時刻10分前時点に、前項の気象・海象・水象に関する情報について、次に掲げるとおり入手すること。

**運航管理者が船長として乗船する場合、船長及び運航管理補助者は、航行中の担当船舶の入港予定時刻10分前時点に、前項の気象・海象・水象に関する情報について、次に掲げるとおり入手すること。**

港・地点名	情報の入手元		
	風速	波高	視程
能代港海域（平水区域）	シスメット㈱ 羅針盤PLUS	シスメット㈱ 羅針盤PLUS	目視

- 3 船長及び運航管理補助者は、第1項の条件に該当することを確認したときは、直ちに、担当船舶の入港中止を決定し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。

**運航管理者が船長として乗船する場合、船長及び運航管理補助者は、第1項の条件に該当することを確認したときは、直ちに、担当船舶の入港中止を決定し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。**

（運航の可否判断の手順図）

- 第4条の2 本章各条に規定する運航の可否判断の手順を「運航の可否判断の手順」のとおりとする。

（運航の可否判断等の記録）

- 第4条の3 **運航管理者（船長）及び船長**は、運航の可否判断（判断に至った気象・海象・水象（風速、視程及び波高）情報を含む。）、運航中止の措置及び協議の内容を記録し、最後に記録された日から1年間保存するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。記録は適時まとめて記載してもよい。

### 第3章 船舶の航行

（運航基準図等）

- 第5条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 基準経路（発着場の位置、経路等）
- (2) 地形、水深、潮流等から航行上、特に留意すべき箇所
- (3) その他航行の安全を確保するために必要な事項

（基準経路）

- 第6条 基準経路は、運航基準図による。

(速力基準等)

第7条 速力基準は、次表のとおりとする。

(第五うしお丸、うしお丸)

速力区分	速力	毎分機関回転数
最微速	1.0ノット	200rpm
微速	3.0ノット	700rpm
半速	5.0ノット	1,000rpm
航海速力	10.0ノット	1,400rpm

(Renaissa)

速力区分	速力	毎分機関回転数
最微速	3.0ノット	800rpm
微速	6.0ノット	1,000rpm
半速	10.0ノット	1,800rpm
航海速力	16.0ノット	3,000rpm

2 船長は、速力基準表を船橋内に掲示しなければならない。

(入港連絡等)

第8条 船長は、入港20分前となったときは、**運航管理者又は**運航管理補助者に次の事項を連絡しなければならない。

(1) 入港予定時刻

(2) **運航管理者又は**運航管理補助者の援助を必要とする事項

2 前項の連絡を受けた**運航管理者又は**運航管理補助者は、船長に次の事項を連絡するものとする。

(1) 着岸岸壁の使用船舶の有無

(2) 着岸岸壁付近の停泊船舶の状況

(3) 岸壁付近の風向、風速、視程、波浪（風浪、うねりの方向、波向）

(4) その他操船上の参考となる事項

(連絡方法)

第9条 船長と**運航管理者、または船長と**運航管理補助者の間で常時連絡をとるための通信手段は、次の方法による。

	区分	連絡先	連絡方法
(1)	通常の場合	当該船舶が航行又は停泊している地点を管理する能代本店	携帯電話（au、 <b>ワイモバイル</b> ）
(2)	緊急の場合	能代本店	携帯電話（au、 <b>ワイモバイル</b> ）

(機器点検)

第10条 船長は入港着岸前、岸壁手前100mの入港地の状況に応じ安全な海域において、機関の後進、舵等の点検を実施する。一日に何度も入出港を繰り返す場合も同様である。

(記録)

第11条 船長、**運航管理者**及び運航管理補助者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を「**運航管理日誌等**」に記録し、1年間保存するものとする。

(変更箇所については令和 7年 9月 16日より実施する。)